

## 別記第12号

### 国立大学法人浜松医科大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施基準

#### (趣旨)

**第1条** 国立大学法人浜松医科大学における建設工事等に係る適正な施工体制の確保等については、国立大学法人浜松医科大学会計規則（平成16年規則第15号）、及び国立大学法人浜松医科大学契約事務規程（平成16年規程第46号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この基準の定めるところによる。

#### (適用法令)

**第2条** 本基準の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「適正化法」という。）及びこれに基づく政令を適用するものとする。

#### (適正化指針への配慮)

**第3条** 国立大学法人浜松医科大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（総務省財務省国土交通省告示第1号 平成13年3月29日。以下「適正化指針」という。）に配慮するものとする。

#### (適正な施工体制の確保等)

**第4条** 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る本基準の運用においては、工事現場における適正な施工体制の確保等について（文教施設部長通知13文科施第62号 平成13年5月31日）の通知を準用するものとする。

#### (施工体制の点検要領の運用)

**第5条** 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について（監理室長通知13施企第34号 平成14年1月24日）の通知を準用するものとする。なお、同通知中、「点検要領」を「点検基準」また「契約担当官」を「財務担当理事」と読替えるものとする。

#### (工事成績評定要領)

**第6条** 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の制定について（文教施設企画部長通知19文科施第370号 平成20年1月17日）の通知を準用するものとする。ただし、同要領第二による評定対象工事は、原則として1件の請負金額が500万円以上の工事とする。なお、同要領中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人浜松医科大学工事請負契約基準」また「支出負担行為担当官」を「財務担当理事」と読替えるものとする。

#### (工事成績評定実施基準)

**第7条** 工事成績評定実施基準については、工事成績評定実施規程について（契約情報室長通知19施企第27号 平成20年1月17日）の規程を準用するものとする。この場合、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用する。ただし、同基準二（一）による評定対象工事は、原則として請負金額が500万円以上の工事とする。なお、同規程中、「実施規程」を「実施基準」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人浜松医科大学工事請負契約基準」また「支出負担行為担当官」を「財

務担当理事」と読替えるものとする。

**（設計業務成績評定要領）**

**第8条** 設計業務成績評定要領については、設計業務成績評定要領の制定について（文教施設企画部長通知19文科施第369号 平成20年1月17日）の通知を準用するものとする。ただし、同要領第二による評定対象業務は、原則として1件の契約金額が100万円以上の工事とする。なお、同要領中、「設計業務委託契約要項」を「国立大学法人浜松医科大学設計業務委託契約要項」また「支出負担行為担当官」を「財務担当理事」と読替えるものとする。

**（設計業務成績評定実施基準）**

**第9条** 設計業務成績評定実施基準については、設計業務成績評定実施規程について（契約情報室長通知19施施企第28号 平成20年1月17日）の規程を準用するものとする。この場合、文部科学省の設計業務成績評定収集・公開システムを利用する。ただし、同基準二（一）による評定対象業務は、原則として契約金額が100万円以上の工事とする。なお、同規程中、「実施規程」を「実施基準」、「設計業務委託契約要項」を「国立大学法人浜松医科大学設計業務委託契約要項」また「支出負担行為担当官」を「財務担当理事」と読替えるものとする。

**（工事等成績評定評価委員会等の設置）**

**第10条** 工事等成績評定評価委員会の設置については、別に定める。

**（施工体制台帳の作成等）**

**第11条** 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備基準については、施工体制台帳の作成等についての改正について（文教施設部長通知13国文科施第3号 平成13年4月13日）の通知を準用するものとする。

**（一括下請負等の禁止）**

**第12条** 国立大学法人浜松医科大学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について（文教施設部長通知13国文科施第2号 平成13年4月13日）の通知を準用するものとする。

**（暴力団排除規程の準用）**

**第13条** 国立大学法人浜松医科大学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、建設業からの暴力団排除の徹底について（会計課長通知国会第95号 昭和61年12月18日）の通知を準用するものとする。

**（建設産業における生産システムの合理化への配慮）**

**第14条** 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化指針について（文教施設部長通知国施第6号 平成3年3月1日）の通知に配慮するものとする。

**（技術検査要領）**

**第15条** 技術検査要領については、技術検査要領の制定について（文教施設企画部長通知18文科施第625号平成19年3月29日）の通知を準用するものとする。なお、同通知中、「文部科学省」を「国立大学法人浜松医科大学」に「工事成績評定要領」を

「第6条の規定」に「会計法第29条の11第2項」を「国立大学法人浜松医科大学会計規則第44条第2項」に「支出負担行為担当官」を「財務担当理事」と、それぞれ読替えるものとする。

**（技術検査要領の運用）**

**第16条** 技術審査要領の運用については、技術審査要領の運用について（契約情報室長通知18施企第67号平成19年3月29日）の通知を準用するものとする。なお、同通知中「支出負担行為担当官」を「財務担当理事」と、読替えるものとする。